

令和6年4月24日 制定  
公益社団法人日本けん玉協会

# 全日本少年少女けん玉道選手権大会

## 競技規則

### 【内容】

- 1. 参加資格
- 2. 競技形式
- 3. 競技の進行
- 4. その他のルール

※本大会の競技種目の説明はこの規則に記載していません。

別途「全日本少年少女けん玉道選手権大会 選技規則」を参照のこと。

## 1. 参加資格

参加資格は以下の通りとする。

- ① 小学生であること。
- ② 各地区で実施する、全日本少年少女けん玉道選手権大会の地区予選で優勝した男女各1名が本大会に出場できる。ただし、優勝選手が止むを得ない事情で欠場する場合は、それに準ずる者が出場できる。
- ③ 上記②の本大会出場選手の他に、本大会への出場枠が与えられた地区の第2代表の選出方法は、本部の案内に従うこと。

## 2. 競技形式

競技は「地区予選」ならびに地区予選から選出された選手による「本大会」からなる。地区予選、本大会いずれも男女別に行う。

### (1) 地区予選の競技方法

※けん玉検査及び管理

競技開始前に各地区の審判団によりけん玉検査を行う。検査に合格したけん玉については選手が管理することとする。

- ① 地区予選競技は、男女別に次の二段階よりなる。

第一段階は、1種目5回制予選競技10種目の合計得点で競技を行い、決勝競技進出者8名を選出する。成功1回につき1点とする。

第二段階は、トーナメント競技で決勝競技10種目を選技種目としてタイム競技種目も含めて行い優勝者(第1代表)、ならびに増枠対象地区は第2代表を選出する。

- ② 予選競技種目と決勝競技種目は「全日本少年少女けん玉道選手権大会 選技規則」に定める。
- ③ 地区予選大会は、ブロック長の管理下で行われる。地区予選会の競技のルール等は各地区のけん玉の普及状況等を鑑み、けん玉検査及び管理も含めて、本競技説明に準じて、各地区の審判団の協議を経て、ブロック長の責任において行う。

### (2) 本大会の競技方法

※けん玉検査及び管理

競技開始前日に審判団によるけん玉検査を行う。検査に合格したけん玉については選手が管理することとし、競技当日に審判団が再確認を行う。

男女別の地区予選で選出された選手により、男女別のトーナメント戦を行う。

### 3.決勝競技の進行（トーナメント戦）

#### (1)競技順と選技

トーナメント表の下側、左側の試合を優先して行う。

#### (2)先攻の決定

トーナメント表の左側にある選手をその試合の先攻とする。

#### (3)試合の開始

- ① 選手は係員の指示により試合場に入場する。この時不在の場合は、失格とする。
- ② 入場時、使用が認められたけん玉を持って入場する。
- ③ 先攻の選手が、客席に向かって右側に位置する。
- ④ 礼をする時、けん先を玉の穴に入れて、けん玉を片手で持つこと。
- ⑤ 入場したら主審の指示に従い、正面（観客）に向かい、主審の合図で礼をする。その後、対戦者相互向かい合い、主審の合図で礼をする。

#### (4)選技

選技は先攻の選手が抽選により行い、先攻・後攻の順にその技を行う。

#### (5)得点者の決定

- ① 一方の選手が成功し他方の選手が失敗した場合、成功した選手の得点（1本）とする。
- ② 1種目は2回制とし、両選手2回ずつ試技しても得点者が決まらない場合は、その種目を終了とし「引き分け」とする。

#### (6)選技及び先攻・後攻の変更

1本又は1選技終了したら、先攻・後攻の順を交替し、先攻の選手が新たに選技する。

#### (7)勝者の決定（規定の種目数を終了した場合の処置は(9)に定める。）

- ① 準決勝まで、及び三位決定戦は3本先取した選手の勝ちとする。
- ② 決勝戦は4本先取した選手の勝ちとする。

#### (8)タイム競技の実施（規定の選技数を終了した場合の処置は(9)に定める。）

- ① 準決勝までの試合および三位決定戦は4種目終了後同点の場合にタイム競技を行い、勝者を決める。
- ② 決勝戦は6種目終了後同点の場合にタイム競技を行い、勝者を決める。

#### (9)種目数の制限

- ① 準決勝までの試合および三位決定戦は1試合4種目を限度とする。3本先取していなくとも、4種目終了した時点で得点の多い選手の勝ちとする。また、3種目終了して2対0の場合は、逆転の可能性がないので得点の多い選手の勝ちとする。
- ② 決勝戦は6種目を限度とする。4本先取していなくとも、6種目終了した時点で得点の多い選手の勝ちとする。また4種目終了して3対0の場合、または5種目終了して3対1もしくは2対0の場合は、逆転の可能性がないので得点の多い選手の勝ちとする。

(10)試技の開始

各試技は、主審の『始め』の発声により開始すること。タイム競技の場合は、主審の「○種目終了、同点によりタイム競技」『構え、初め』の発声により開始する。

(11)試技の終了

- ① 試技は、主審の『成功』、『失敗』又は『待て』の発声により終了とする。
- ② タイム競技については別に定める（「級・段位認定試験及び公式戦におけるルールの原則（技の解説と注意事項）」参照）。

(12)試技の時間制限と判定

試技は、審判の『始め』の合図（発声）の後、15秒以内に開始し40秒以内に終了すること。試技の制限時間に違反した場合は、その試技を失敗とする。ただしタイム競技を除く。

(13)競技における罰則と判定

- ① 各選技の試技及びタイム競技において主審の「始め」の「発声・合図」の前に試技を行った場合は、その試技は無効として注意が与えられる。その選手が2度目の注意を受けた場合、その時点でその試技は失敗とする。3度目以降も同様とする。
- ② 競技中に受けた罰則回数は、予選競技、決勝競技の中でのみ有効とする。
- ③ 「注意」以上の罰則を受けている選手が、タイム競技において開始時に反則をした場合は反則負けとする。
- ④ 選手の呼び出しがあった後の試合場内での練習行為は禁止する。違反した選手には罰則が与えられる。

(14)競技進行及び判定に対する異議申し立て

競技の進行や試技の判定について、異議がある場合には、選手は主審に対して説明を求めることができる。ただし、この場合においても最終的には審判団の裁定に従わなければならない。

(15)競技終了時の挨拶、礼儀等について

対戦が終了したら、対戦者相互向かい合い、主審の合図で互いに礼をし、続いて正面（観客席）に向かって礼をし、試合場から退場する。礼をする時は、けん先を玉の穴に入れて、けん玉を片手でけん玉を持つこと。

(16)選手は、けん玉を所定の保管場所に返却する。ただし、準決勝までに敗退した選手はけん玉を返却する必要はない。

#### 4.その他のルール

- (1) 本大会で使用できるけん玉に関しては、「公式戦使用けん玉規程」による。
- (2) 本大会における試技と技に関し、基本的なルールは「級・段位認定試験及び公式戦におけるルールの原則（技の解説と注意事項）」による。競技種目については「全日本少年少女けん玉道選手権大会 選技規則」による。
- (3) 本大会における審判編成等に関しては「審判技術概要」による。
- (4) 本大会で適用される罰則に関しては、「公式戦における罰則規程」による。
- (5) 本大会では「倫理規程」、「服装、礼儀、試合制限に関する諸規程」に則り競技を実施する。

#### (附則)

##### 1. 令和6年4月24日 制定

(従来の競技規程より該当部分を抽出、加筆修正し当期日付けで規則として成文化)